

## 工業薬品の購入及び製造請負に係る競争契約入札心得書

(趣旨)

第1条 この心得は、工業薬品の売買契約について、静岡県企業局が行う競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

(入札保証金)

第2条 入札保証金は、免除する。

(入札の基本的事項)

第3条 入札参加者は、仕様書、設計書及びその他契約締結に必要な条件を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、仕様書、設計書等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

(公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為は行ってはならない。

(入札)

第5条 入札書は、入札説明書に示された様式により作成し、封印の上、表面に「番号、何々入札書在中」と明記し、裏面に入札者の住所氏名を記載して、公告で告知した日時及び場所において、入札箱に投入しなければならない。

2 入札参加者は、代理人に入札させるときは、入札説明書に示された委任状を持参させなければならない。

3 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

4 入札参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

(入札書の書換等の禁止)

第6条 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の中止等)

第7条 入札参加者又は入札参加者の代理人が談合し、又は不穏な行動をなす等、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

2 開札前において、天災、地変その他やむを得ない理由が生じたときは、入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(開札)

第8条 開札は、入札終了後、直ちに当該入札場所において入札者を立ち合わせて行う。

2 入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない静岡県企業局職員を立ち合わせる。

(入札の無効)

第9条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 所定の日時、場所に提出しない入札
- (4) 記名押印を欠く入札
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (6) 入札金額を訂正した入札
- (7) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる者の入札
- (8) 同一事項の入札について、2以上を入札した者の入札
- (9) 同一事項の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (10) 同一事項の入札について、2人以上の代理人をした者の入札
- (11) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札した者の入札  
(落札者の決定)

第10条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札し、入札説明書に示した条件を満たした者を落札者とする。

(再度入札)

第11条 開札した場合において、落札者とすべき入札がないときは、再度入札を行う。この場合において、入札参加者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては別に定める日時において再度入札を行う。

2 第9条第1号から第3号及び第7号から第10号までの規定に基づき無効とされた入札をした者は、再度入札に参加させることはできない。

3 再度入札において入札参加を辞退しようとする者は、入札書に「辞退」の記入をし、入札時に入札箱へ投函すること。

4 同一入札は、2回をもって終了とする。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第12条 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者に、くじを引かせ落札者を決める。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない静岡県企業局職員にくじを引かせる。

(入札結果の通知)

第13条 開札をした場合において、落札者があるときは、その者の氏名又は名称及び金額を、落札者がいないときはその旨を入札者に直ちに口頭で知らせる。

(契約の締結)

第14条 落札者は、静岡県企業局会計規程（昭和42年事業部管理規程第9号）第204条第1項各号に掲げる事項を記載した契約書を作成して契約を締結しなければならない。契約締結日は、4月1日とする。

2 落札者が前項の期間内に契約を締結しないときは、その落札は効力を失う。

3 前項の場合において、入札保証金を免除された者は、免除された入札保証金に相当する額の違約金を納付しなければならない。

(契約の確定)

第 15 条 契約書を作成する契約にあつては、契約当事者双方が記名押印したときに確定する。

(異議の申立て)

第 16 条 入札した者は、入札後、この心得、仕様書、設計書、及び契約書式についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(準用)

第 17 条 この規定は、随意契約について準用する。